

英国 - 技能労働者ビザ 申請手続きと費用

2021年1月1日以降、就労を目的として英国に入国するすべての外国人は、国籍を問わず、事前に技能労働者ビザ(Skilled Worker Visa)を申請する必要があります。そのビザは、点数化された特定の基準を満たした申請者のみに与えられません。申請者は、最低 70 ポイントが必要です。

英国の技能労働者ビザは、ポイント制を採用しています。申請者は、スポンサーライセンス(Sponsor Licence)を保有している英国会社からの内定書類を取得し、ポイント制で最低 70 ポイントを獲得する必要があります。

技能労働者ビザの要件や資格は、申請者の個人の状況及び内定先で勤務する内容によって異なります。

英国に 5 年間以上居住していた後、技能労働者ビザの保持者は永住権を申請することができます。

備考: 申請は、就職する 3 ヶ月前までに提出されなければならないことにご留意が必要です。

SHENZHEN 深セン

Rooms 1203-06, 12/F.
Di Wang Commercial Centre
5002 Shennan Road East
Luohu District, Shenzhen, China
中国深セン市羅湖区深南東路5002号
地王商業センター12階1203-06室
T: +86 755 8268 4480

SHANGHAI 上海

Room 1201, 12/F., Tower A
Guangqi Culture Plaza
2899A Xietu Road, Xuhui District
Shanghai, China
中国上海市徐匯区斜土路2899甲号
光啓文化広場A棟12階1201室
T: +86 21 6439 4114

BEIJING 北京

Room 303, 3/F.
Interchina Commercial Building
33 Dengshikou Street
Dongcheng District, Beijing, China
中国北京市東城区灯市口大街33号
國中商業ビル3階303室
T: +86 10 6210 1890

TAIPEI 台北

Room 303, 3/F., 142 Section 4
Chung Hsiao East Road
Daan District, Taipei
Taiwan 10688
台湾台北市大安区忠孝東路四段
142号3階303室
郵便番号: 10688
T: +886 2 2711 1324

TOKYO 東京

308 BIZMARKS Akasaka
2-16-6 Akasaka, Minato-Ku, Tokyo
Japan 107-0052
日本東京都港区赤坂二丁目16番6号
BIZMARKS赤坂308室
郵便番号: 107-0052
T: +81 3 5776 2637

SINGAPORE シンガポール

138 Cecil Street, #13-02 Cecil Court
Singapore 069538
T: +65 6438 0116

KUALA LUMPUR クアラルンプール

Menara Suezcap, Tower 2
E-13A-3A, No. 2 Jalan Kerinchi
Gerbang Kerinchi Lestari
59200 Kuala Lumpur, Malaysia
T: +60 19 2177 344

NEW YORK ニューヨーク

202 Canal Street, Suite 303, 3/F.
New York, NY 10013, USA
T: +1 646 850 5888

LONDON ロンドン

Room 319, 3/F., One Elmfield Park
Bromley, Greater London
BR1 1LU, UK
T: +44 20 8176 3860

1. 申請サービスと費用

当事務所が英国の技能労働者ビザ(Skilled Worker Visa)申請を代行するサービス費用は、2,800ポンドとなります。同行家族ビザの申請代行サービス費用は、1人あたり1,000ポンドとなります。サービスには以下の内容が含まれています。

- (1) 技能労働者ビザ申請についてアドバイスを提供
- (2) ビザ申請書類の作成・準備をサポート
- (3) お客様(申請者と雇用主)の申請書類を審査
- (4) 委任書、申告書、申請書を作成
- (5) 英国ビザ移民局(UKVI)へ技能労働者ビザ申請を提出
- (6) 申請について英国内務省と連絡
- (7) 申請者や関連者に進捗を報告
- (8) ビザ申請に関する政府手数料を支払代行、ビザを受領代行
- (9) 技能労働者ビザをお客様に転送

備考:

- (1) 上述の費用には政府手数料が含まれていません。
- (2) 英国ビザ移民局は必要に応じて優先対応サービスを提供することができますが、240~800ポンドの追加手数料を別途請求します。優先対応の場合、申請は1営業日又は5営業日以内に処理できます。
- (3) 上述の費用には書類の郵便料金(発生する場合)が含まれていません。
- (4) 上述の費用には事業計画書の作成料金が含まれていません。事業計画書作成サービスが必要な場合、当事務所にお問い合わせください。
- (5) 上述の費用には書類の翻訳料金が含まれていません。書類翻訳サービスが必要な場合、当事務所にお問い合わせください。

2011年11月時点、技能労働者ビザの年間追加料金が以下の通りです。以下の政府手数料は、当局の政策によって調整される可能性がありますので、あくまでも参考用です。

- (1) 移民健康サーチャージ:年間624ポンド
- (2) 翻訳料金、英語試験料(適用する場合)
- (3) ビザ申請手数料(申請者の状況や申請内容によって異なる)(下記を参照)

	英国国外からの申請	英国国内からの申請	不足職業への求人応募 (申請場所を問わない)
3年以内の申請	610ポンド	704ポンド	464ポンド
3年超の申請	1,220ポンド	1,408ポンド	1,408ポンド

- (4) オーストリア、ベルギー、クロアチア、キプロス共和国、チェコ共和国、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イタリア、ラトビア、ルクセンブルグ、マルタ、オランダ、北マケドニア、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スロバキア、スペイン、スウェーデン、トルコの申請者は、55ポンドの申請料が免除されます。

2. 支払方法

お客様が啓源に委託することを確認した後、啓源はサービス費用の請求書を作成し、銀行口座情報及び送金ガイドとともにお客様に送信します。サービスの性質上、お客様は事前にサービス費用を全額支払う必要があります。サービスを提供し始めた後、特別な事情がない限り、費用が返金されません。

当事務所は現金/銀行振込・送金/PAYPAL でのお支払いを受け取ります。PAYPAL で支払う場合には、別途 5%の手数料を請求します。

お客様は当事務所又は啓源グループのメンバー会社の中国本土増値税発票又は台湾営業税発票が必要な場合、当事務所は現地の税法によって増値税又は営業税を別途請求します。

3. 申請資格

技能労働者ビザを取得するためには、申請者と英国の雇用主は次の要件に該当する必要があります。

申請者

- (1) 不足職業リスト(詳細はこちら)に掲載されている仕事に就労すること。
- (2) 内定の仕事が「真実の欠員 (genuine vacancy)」の状況であること、申請者が適切なスキルレベルを持っていること。
- (3) 雇用主から、仕事内容を詳細に説明するスポンサーシップ証明書 (Certificate of Sponsorship: CoS) を取得すること。
- (4) 給与が職種によって異なる最低賃金以上であること。
- (5) 英語力がヨーロッパ言語共通参照枠 (CEFR) の B1 以上であること。
- (6) 本人と家族の英国での生活費を負担する十分な資金を持っていること。
- (7) 犯罪歴、有効な結核証明書(該当する場合)を提出すること。

備考:

- (1) アンティグア・バーブーダ、オーストラリア、バハマ、バルバドス、ベリーズ、カナダ、ドミニカ、グレナダ、ガイアナ、ジャマイカ、マルタ、ニュージーランド、セントクリストファー・ネイビス、セントルシア、セントビンセント・グレナディーン、トリニダード・トバゴ、アメリカの申請者は、英語能力を証明する書類を提供する必要がありません。
- (2) 技能労働者ビザを取得するための最低賃金は 20,480 ポンドです。2021 年 11 月時点、最低賃金は次の各項のいずれか高い方です。
年間 25,600 ポンド
時給 10.10 ポンド
職業コード別最低年収額 (Going rate) (詳細はこちら)
- (3) 申請が承認された場合、5 年間以下有効なビザを取得することができます。
- (4) 予定の職種は不足職業リストに掲載されている場合、最低賃金要件は緩和される可能性があります。
- (5) ビザの有効期限が切れたり、仕事や雇用主が変わったりした場合、ビザの延長や更新を申請する必要があります。

- (6) 技能労働者ビザを持って英国に5年間以上滞在している場合、英国の永住権を申請することができます。

英国の雇用主

- (1) 提供する職種は、RQFのレベル3(A-Levelに相当)以上のスキルが必要であること。
- (2) 技能労働者ビザを申請する日の3ヶ月前までに発行された有効なスポンサーライセンスを持っていること。
- (3) 全ての外国従業員にスポンサーシップ証明書を発行すること。
- (4) 次の移民スキルチャージを支払うこと。

期間	小規模会社又は慈善団体	中規模又は大規模会社
初年度	364 ポンド	1,000 ポンド
その後の毎6ヶ月	182 ポンド	500 ポンド

4. ポイント制(Point-based System)

英国のポイント制移民制度は、新しい技能労働者ビザの基準となっています。70ポイントを取得する申請者はビザを申請する資格があります。申請者は不足職業リスト及び教育レベルを通じて追加のポイントを得ることができます。

基本ポイント(Mandatory points)

申請者は次の要件に該当する場合、最低要件の70ポイントを取得します。

- (1) 申請者は内定書類を持っており、雇用主は有効なスポンサーライセンスを持っていること。
- (2) 職種は一定のスキルレベルが必要であること。
- (3) B1レベル以上の英語力を持つこと。
- (4) 給与が年間25,600ポンド又は職業コード別最低年収額に達すること

追加ポイント(Tradeable points)

申請者は特定の資格を通じて追加ポイントを取得することができます。例えばより高い専門資格を通じて給与要件の非該当による不足ポイントを補足します。申請者は、給与が20,480ポンド以上最低賃金以下であり、且つ次の要件に該当する場合、依然として申請を提出することができます。

- (1) 不足職業に就くこと。
- (2) 職種に関する科目の博士号を取得していること。
- (3) 職種がSTEM科目に関すること。

要件	ポイント種類	ポイント
適格のスポンサーに雇われること	基本ポイント	20
仕事に必要なスキルレベルを持つこと	基本ポイント	20
英語力が必要なレベルに達すること	基本ポイント	10
給与が 20,480～23,039 ポンド、又はその職業コード別最低年収額の 80%以上(いずれかの高い方)であること	追加ポイント	0
給与が 23,040～25,599 ポンド、又はその職業コード別最低年収額の 90%以上(いずれかの高い方)であること	追加ポイント	10
給与が 25,600 ポンド又はその職業コード別最低年収額以上(いずれかの高い方)であること	追加ポイント	20
移民諮問委員会が指定する不足職業に就くこと	追加ポイント	20
学歴:職種に関する科目の博士号を取得していること	追加ポイント	10
学歴:職種が STEM 科目に関すること	追加ポイント	20

5. 必要書類

技能労働者ビザを申請するためには、以下の情報や書類が必要です。

- (1) スポンサーシップ証明書の番号(雇用主が提供する)
- (2) 身分や国籍がわかる従業員(申請者)の有効なパスポート(又は類似するその他の書類)
- (3) 英語力を証明する書類(免除される場合を除く)
- (4) 従業員の役職、職業コード、給与証明書類
- (5) 雇用主の名称、スポンサーライセンス番号
- (6) 内定の仕事が「真実の欠員」の状況であることを証明する書類
- (7) 本人と家族の英国での生活費を負担する十分な資金を持っていることを証明する書類(例えば、主要申請者の銀行口座残高証明書には 1,270 ポンドの残金が示されています。ただし、雇用主のスポンサーシップ証明書の内容には従業員への生活支援が明記されている場合、この限りではありません。[詳細はこちら](#))
- (8) (申請者の同行家族は申請者と合わせて申請を提出する場合)家族関係を証明する書類
- (9) (所定の国・地域から英国に赴任する場合)結核検診結果
- (10) 無犯罪証明書
 - (i) 医療、教育、治療、福祉の分野の求人に応募する場合に必要です。
 - (ii) 複数の国・地域に滞在していた場合、年齢及び滞在期間に応じるものが必要です。
(28 歳未満の場合)18 歳以降に合計 12 ヶ月以上滞在した国の証明書
(28 歳以上の場合)過去 10 年以上滞在した国の証明書
- (11) (申請者の仕事に博士号以上の学位が必要な場合、又はデリケートなテーマの研究に就く場合)有効な ATAS 証明書
- (12) 英国の博士学位取得証明書、又は Ecctis リファレンス番号(英国国外で取得した学位の場合)

備考:全ての書類は、英語又はウェールズ語で表記される必要があります。そうでない場合は、認定されている翻訳機関によって翻訳される英訳が必要です。

6. 申請手続き

技能労働者ビザの申請は、オンラインで行われる必要があります。対象となるビザから切り替える場合、又は現在のビザの有効期間を延長する場合、英国国内外から申請を提出することができません。

申請期間中、申請者は身分を証明するために、生体情報（指紋と写真）を提出する必要があります。又は「UK Immigration: ID Check」APP を利用して身分証明書類をスキャンする必要があります。申請が完了後、その後の事項は通知されます。

ビザ申請は、勤務し始める日の 3 ヶ月前に行われる必要があります。英国国外から申請する場合、約 3 週間後通知を受けます。英国国内から申請する場合、約 8 週間後通知を受けます。

一方、英国内務省は、申請者の個人の状況、申請の複雑さ、提出書類が申請者の資格を証明できるか否かに応じて、申請処理時間が大きく異なります。提出された書類や情報は不十分な場合、申請手続きの所要時間は延長されます。補足書類の提出が命じられる場合もあります。

英国ビザ移民局 (UKVI) は必要に応じて優先対応サービスを提供することができますが、240～800 ポンドの追加手数料を別途請求します。優先対応の場合、申請は 1 営業日又は 5 営業日以内に処理できます。

詳細情報とサポートをご希望の方、お手数ですが、下記の連絡先とお問い合わせください。

メール: info@kaizencpa.com

固定電話: +852 2341 1444

携帯電話: +852 5616 4140、+86 152 1943 4614

ライン・WhatsApp・Wechat: +852 5616 4140

Skype: kaizencpa

公式ウェブサイト: www.kaizencpa.com